

平成30年10月教育委員会臨時会 会議議事録

- 1 招集年月日 平成30年10月29日(月)午後1時
- 2 招集場所 第3会議室
- 3 出席者 教育長 大場健哉
教育長職務代理者 武藤修吉
二番委員 遠藤一幸
三番委員 高橋明子
四番委員 荒明美恵子
- 4 出席職員 教育部長 江花一治
教育部参事 佐藤健志
教育総務課長 大瀧浩信
学校教育課長 坂口伸
生涯学習課長 田部一
文化課長 植村泰徳
中央公民館長 栗城由紀
教育総務課長補佐 佐藤裕市
学校教育課長補佐 瓜生昭彦
生涯学習課長補佐 田中勲
文化課長補佐 鈴木宏康
- 5 閉会 午後2時14分

教育長

こんにちは。

全員おそろいということですので、これより平成30年の10月教育委員会の臨時会を行いたいと思います。

開会時刻は、12時59分ということをお願いいたします。

最初に、会期の決定についてお諮りいたします。会期については、本日1日としたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

異議なしと認めて、会期については本日1日と決定いたしますのでよろしくをお願いいたします。

次に、書記の指名についてお諮りいたします。書記については、教育総務課長補佐佐藤裕市を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

では、異議なしということで、書記には教育総務課佐藤裕市総務課長補佐を指名いたしますのでよろしくをお願いいたします。

続いて、4番の審議事項に入ります。

審議事項については、議案第23号ということで1つでございますが、まずこの議案第23号喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会委員の委嘱についてということですが、まず最初に事務局から加筆、訂正等ございましたらお願いいたします。

教育総務課長

今回、加筆、訂正等はございませんのでよろしくをお願いいたします。

教育長

それでは、議案第23号についてですが、事務局からの説明をお願いいたします。

学校教育課長

それでは、本日、臨時会の要綱1ページをお開き願います。

議案第23号喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会委員の委嘱についてということで、喜多方市立小・中学校適正規模適正配置審議会条例第3条の規定に基づき、喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会委員を下記のとおり委嘱するものがございます。

候補者につきましては別紙のとおり、後ほどごらんいただきます。

委嘱日につきましては、来週、平成30年11月7日。

3、任期につきましては平成30年11月7日から平成32年11月6日までの2年間とするものがございます。

提案理由といたしましては、喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会委員を新たに移植しようとするものであるとするものでございます。

それでは、2面、2ページをお開きください。

審議会員の候補者として25名、お名前を出させていただきます。候補者として提出させていただきます。

なお、審議会委員の委嘱の考え方及び選び方につきましては、先日の定例会並びに総合教育会議でお示ししたとおりでございます。1号委員から4号委員まで25名、候補者でございます。以上、よろしく願いいたします。

なお、当審議会につきましては、来週11月7日水曜日に第1回審議会を開催予定でございます。この会議におきまして、教育委員会から審議会会長に対し、喜多方市立小・中学校適正規模・適正配置に係る基本方針及び実施計画につきまして諮問をいたしますが、その諮問事項、内容につきましては翌日11月8日の次回11月教育委員会定例会におきまして報告させていただきたいと考えてございます。以上でございます。

教育長

ありがとうございました。

ただいま、事務局より説明がありましたけれども、これより質疑に入ります。初めに、ただいまの説明に対しまして何かご質問はございませんでしょうか。

高橋委員

委員の高橋です。

任期についてですが、2年間という任期だと思うのですが、PTA会長さんや行政区長さんなどは今年度末で終わって、次の年度にはまた違う方ということもあるわけですが、その場合でもこの方たちが2年間ということに理解していいのでしょうか。

学校教育課長

大変失礼いたしました。先日もちょっとお話しさせていただきました。2号委員のPTAの皆様、4号委員のこども園のPTAの皆様は、できますれば2年間継続していただける方ということでご選出いただいたところですが、もちろん、何かございましたらすぐというところもございます。

4号委員の区長様方におかれましては、年度末あるいは年度明けまして4月に改選という地区がございます。この場合につきましては、そのままそこで委員を終わっていただきまして、別の方をと考えてございます。

教育長

よろしいですか。ほかにご質問ございますか。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長 　　では、質問はないということですので、次にご意見はございませんか。よろしいですか。

　　<なしの声あり>

教育長 　　では、ご意見がないということですので、これより採決を行いたいと思います。

　　議案第23号についてお諮りいたします。議案第23号喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会委員の委嘱についてであります。原案のとおり決することにご異議ございませんか。

　　<異議なしの声あり>

教育長 　　では、異議なしと認め、議案第23号喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会委員の委嘱については原案のとおり可決することといたしました。ありがとうございます。

　　以上、審議事項であります。

　　続いて、協議事項を取り上げます。協議事項1件上がっておりますが、まず最初に事務局から加筆、訂正等ございませんか。

教育総務課長 　　こちらについても加筆、訂正はございませんのでよろしく願いいたします。

教育長 　　それでは、協議事項10、平成29年度喜多方市教育委員会の権限に属す事務の管理及び執行状況の点検・評価についてということで、事務局からの説明を求めます。

教育総務課長 　　それでは、協議事項10について説明させていただきますので、別冊をごらんいただきたいと思います。

　　今回につきましては、前回、10月の定例会で説明させていただきました部分で、それ以外の部分です。

　　9ページをお開きいただきたいと思います。

　　今回、太枠線で囲っている部分でございまして、基本目標1、2、3それぞれの部分の評価と基本目標1の施策目標の④、⑤、⑥の部分と基本目標2の②の施策目標の部分につきまして説明させていただきますと思います。

　　今回につきましても、重点事業に関する評価については説明を省略させていただきます。施策目標に関する評価と基本目標に関する評価についてご説明させていただきますのでよろしく願いしたいと思います。

　　では、説明につきましては各担当課から説明させていただきます。

学校教育課長 　　それでは、本日、別冊の41ページ、42ページをお開き願います。施策目標④に係る部分でございます。

42ページをお願いいたします。

この施策目標④につきましては、重点施策が4つ、重点事業4つで展開させていただいたものでございます。

42ページの一番上、規範意識及び実践的態度を育む教育の展開ということで、この規範意識とその実践的態度の評価の1つである学校の規則の順守についてということで指標を挙げさせていただきました。小学校54.6%、中学校では53.4%、経年変化からも規範意識とその実践的態度は着実に育まれているとするものでございます。特に中学校が小学校より割合が多うございます。ぜひ、継続して指導を進めてまいりたいと思います。

大きな2番として、対人関係の基礎的スキルを習得する教育の展開につきましては、前回の定例会でお話も申し上げましたQ-Uテストの結果からということで、満足群の割合が小学校では68、中学校で63、経年変化で見ますと、少しずつではありますが、その割合が増加傾向にございます。引き続き満足群に入る児童・生徒の割合がさらにふえますよう指導していく必要があるということでの評価をさせていただきます。不満足群も微減ではありますが減ってはいるんですが、少しでも減らすようにこれにつきましても指導を展開してまいりたいと思います。

3番目に集団及び郷土に自信と誇りが持てる教育の展開、平成29年度の学校訪問を通しまして、集団での学び合い、総合的な学習の時間における自己テーマを設定した学習、これが以前より多く展開されてございます。この2つが自信と誇りが持てる教育の展開の指導のテーマでもございました。引き続き、指導、支援を続けてまいりたいと考えております。

4番目、インクルーシブ教育システムの構築を目指す特別支援教育の推進。この二、三年、大きく力を入れてきました特別支援教育の特別支援アドバイザーの働き、また今まで我々学校籍の者が1人、2人と分けていた特別支援環境を1人に集中して取り組むような形をとりまして、子供の就学指導に大変大きく役立ってございます。引き続き展開していきたいと考えてございます。

施策目標に関する評価ということで、大きく4つの重点事業をやったわけでございますが、④共助・協働の態度及びコミュニケーション能力の育成を目標に大きく4つの事業をやってまいりましたが、規範意識に関する調査、Q-Uテストによる満足群の割合について、それぞれ経年変化で割合が伸びてきておまして、目標達成に向けて順調な取り組みが展開されていると考えてござ

います。今後は全ての小・中学校において教師が共通理解のもと同じ意識で取り組むための研修会の開催、教員への継続した指導と支援の機会を多く設定していきたいと。また、さらにステップアップした取り組みを展開していくために、充実した指導、支援を継続していきたいと考えております。

また、インクルーシブ教育、特別支援教育の取り組みにつきましては、その構築を目指す特別支援教育の推進と充実に大きく貢献していることから、今後も研修の継続、支援員等の人材確保に努めてまいりたいと考えております。

31年度に向けましては、それぞれ規範意識につきましては継続的にまた指導、支援をしていく。

②対人関係、基礎的スキルにつきましても、教職員の共通認識、特に学校によって、あるいは小・中かによってばらつきが見られましたので、その実践に努めるよう指導を継続してまいりたいと思います。

集団及び郷土に自信と誇りが持てる部分につきましては、43ページをお開きください。

喜多方市は農業科がございますので、総合的な学習の時間は本当に少ないんです。ただ、少ない総合的な学習の時間の全体計画の見直しを今後も図るとともに、集団及び郷土に自信と誇りが持てる教育が展開されるよう指導してまいりたいと思います。

最後のインクルーシブ教育、特別支援関係につきましては、校長、教頭、それから特別支援教育担当者の研修会、これをさらに充実させてインクルーシブ教育の実現と校内支援体制の構築を目指してということで、校内のさらに充実した支援体制を我々が指導、支援していきたいと考えてございます。

以上が施策④についてでございます。

続きまして、46ページをお開き願います。

46ページにつきましては、施策目標の⑤としまして2つの重点事施策、2つの重点事業で展開してまいりました。

まず、1つ目が各種研修会の開催ということで、昨年度の学校訪問を通して、こちらも学力向上につながる、わかる、できる事業が多く見られるようになってまいりました。また、研修会方式のみにとらわれずに、市や県の指導主事、学校籍の我々を含めますが、の訪問などさまざまな観点からの指導力向上への指導、支援が今後も継続して必要があるなとまとめてございます。

⑤の2につきまして、新たな人事評価の効果的な実施は、学校

関係は平成29年度が3年目になります。3年目の取り組みということで、期首面談、中間・期末面談とシステムがきちっと構築されつつありました。今後も引き続きみずからの実践を振り返って次年度に生かすことができるように管理職、校長、教頭と職員の皆様のきちとした人事評価が展開されるよう指導、支援していきたいと思えます。

施策目標に関する評価につきましては、教員の指導力向上のため、学力向上プロジェクト事業を立ち上げて各種研修会を充実させるとともに、各学校が行う教職員研修を支援してまいりました。実際の学校訪問時や指導訪問等の授業参観からは多くの教員に授業改善への工夫が見られ、学力向上につながる事業が展開されてきたものと考えております。今後も、児童・生徒を理解する力、発達段階や学級集団の実態に応じた指導技術、教師の指導力をさらに向上させていきたいと考えております。

下の部分でございます。研修会開催そのものにとらわれることなく、これも同時進行なんです、我々、先ほど申しました教育委員会あるいは県の指導主事等による各学校への指導訪問、こういったことも再度検討し、さらに充実したものにしていきたいと考えてございます。

31年度に向けましては、1番の研修会、指導主事の派遣等の回数をさらにふやすなど、指導力向上のための研修会方式等の検討も含め、課題対策を図っていきたいと考えております。

人事評価につきましてはきちとしたものになってきておりますので、引き続き管理職、校長、教頭の指導助言を生かしながら職務の遂行ができるよう、我々で支援してまいりたいと考えております。

続きまして、施策目標の⑥になります。

59ページ、60ページをお開きください。

ここにつきましては、学校教育課と所管課が教育総務課ということになりますので、それぞれのところでそれぞれお話し申し上げたいと思えます。

まず、59ページの下段をごらんください。

総合評価、全部で7つございますが、学校教育課は5つの施策、5つの重点事業を展開しました。

⑥の1につきまして、小・中学校の適正規模・適正配置、今まさに進んでいるところですが、昨年度29年度につきましては、基礎的な内容について一定の理解を得たと考えており、アンケート

調査結果からは現時点での保護者や地域住民の考えを把握することができたということでまとめさせていただきました。

その下の2です。安全・安心で個を生かす教育環境づくりの推進ということで、市でやっておりますスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学習サポーターの活動、訪問、面談により、児童・生徒のみならず保護者の皆様の悩み等が解決されているということで概況を挙げさせていただきました。

3番目、チーム学校づくりの理念を生かした教育活動の推進、こちらは特別支援教育アドバイザー、思春期心身健康アドバイザーの訪問等により、主に教員の悩み等が解決されるということで、教員が児童・生徒と向き合う時間、本来の業務に専念できているということで評価させていただきました。

続きまして、4番目でございます。

児童・生徒の向上心や達成感を高める大会等への参加支援ということで、小学校につきましては音楽祭参加の補助、中学校につきましては中体連の参加の補助の重点事業の部分でございますので、児童が音楽祭に、生徒が音楽やスポーツの各種大会に出場し、自己の資質や能力を発揮する機会を得られることで意欲や向上心が育まれるとともに、保護者の経済的負担の軽減が図られることにより、安心して子育てができる学校環境の整備につながるとまとめたものでございます。以上でございます。

続きまして、⑥の5になります。均等な教育機会を確保する支援ということで、就学支援事業を展開したものでございます。新入学に係る学用品費、修学旅行費など経済的に困窮している家庭にとって負担が大きいものに関する援助項目もあり、保護者の負担が軽減され、より円滑な就学支援ができていると評価したものでございます。

なお、昨年度平成29年度は、年度末から平成30年度分の新入学準備金の前倒しの就学前支給を開始したところでございます。

60ページにまいります。

60ページの一番上でございます。

先ほどの5番目の続きでございますが、こちらは奨学資金貸付制度に関するものでございますので、意欲と能力があるにもかかわらず経済的な理由により就学が困難な生徒または学生に対し、奨学資金を貸与することにより教育の機会均等が図られるとまとめたものでございます。

教育総務課長

続きまして、6番目の安全・安心な学校施設の整備でござい

すが、こちら重点事業としましては学校施設の改修、営繕の事業の部分でございます。社会の変化等に伴い必要となる学校施設の整備や危険箇所の改修等により、教育環境が充実するとともに安全性が向上することにより、時代に対応した教育環境と安全で楽しく学ぶことができる学校環境の整備につながったものでございます。

続きまして、7番目の遠距離通学における安全・安心の確保の上の部分は、スクールバスの運行の部分でございます。スクールバスを運行することによりまして、児童・生徒の通学時の安全・安心を確保できるとまとめたものでございます。

学校教育課長

同じくその部分、7、2行目でございます。遠距離通学により係る経費を支援することで保護者の負担軽減が図られているとさせていただきます。

施策目標に関する評価、学校環境の整備につきましては、教育活動の基盤づくりや環境づくりのために、小・中学校適正規模・適正配置事業、学校課題対応事業等、それぞれの事業を通しまして、環境整備、各種支援、保護者の負担軽減等に適時取り組むことができたものと考えてございます。

教育総務課長

また、以下の部分でございます。小・中学校施設の改修、改築及び施設充実につきましては、耐震改修事業等により安全で安心な学校環境の整備が図られてきており、社会の変化等に対応した施設の充実についても計画的に実施されたことから、目標の達成に向けて順調に推移していると判断したものでございます。

学校教育課長

それでは、平成31年度に向けまして、施策⑥の1につきまして、小・中学校の適正規模・適正配置の推進、適正規模・適正配置のスケジュール、計画に沿ってきちっとした推進を図っていききたいと考えてございます。

2、安全・安心で個を生かす教育環境づくりの推進につきましては、昨今、さまざまなケースが発生することが大変多くなってまいりまして、それぞれ問題を抱える児童・生徒、保護者の悩みを解決していきたいと、今後も継続して取り組んでいく必要があると考えてございます。

3番目、チーム学校づくりの理念を生かした教育活動の推進。特別な支援を要する児童・生徒の特性が多様化してきております。学校に対する継続的な派遣を考慮すると、アドバイザーの人数や勤務時間の拡充が必要ではなかろうかと考えてございます。

大変にこの二、三年間で非常に学校現場に教員としての時間、

児童・生徒に向き合う時間を確保することができた大きな成果を持った事業でございました。

教育総務課長

続きまして、4番目の児童・生徒の向上心や達成感を高める大会等への参加支援につきましても、今後も継続した支援が必要であるということで継続したいと考えてございます。

なお、平成30年度に補助対象となる大会等を見直すために補助要綱の一部を改正すると、改正につきまして今準備を進めているところでございますが、その改正に基づき支援を行いたいとするものでございます。

学校教育課長

続いて、5、均等な教育機会を確保する支援ということで、経済的に困窮している家庭でも円滑に義務教育を受けられるよう就学支援は今後も継続的に取り組む必要があると考えてございます。

教育総務課長

その下の部分、奨学資金貸付制度につきましても、当然、こちらについても今後も継続していきたいと考えてございます。

次、6番目の安全・安心な学校施設の整備でございますが、学校施設の長寿命化計画策定に向けまして、引き続き施設の現況調査を行うとともに、小・中学校の適正配置の取り組みと連動しながら計画等の策定に向けて検討を行ってまいります。

なお、修繕につきましても、適時的確に修繕を行いまして、次ページをお願いいたします、引き続き改修等は実施してまいりたいと考えてございます。

7番目、遠距離通学における安全・安心の確保につきましても、スクールバスにつきましても、当然ながらこちらについても継続していきたいと考えてございます。しかしながら、各地区によって運行内容に差異がございますので、こちらにつきましても小・中学校の適正規模・適正配置の取り組みにあわせながら検討を進めてまいりたいと考えてございます。

学校教育課長

今の7番の下の部分になります。遠距離通学が必要となる家庭につきましても、今後も継続的に取り組む必要があると考えてございます。以上でございます。

続きまして、62ページ、これら全ての施策目標⑥、重点施策25のまとめでございます。

基本目標1、全ての子供の生きる力を育むということで、次ページ、63ページ、64ページをお開きいただきたいと思います。

基本目標1としての大きなまとめでございます。先日の定例会また本日におきまして、施策目標ごとの評価につきましてはご説

明いたしましたので、本日は64ページの真ん中ほどにございます基本目標に関する評価をご説明申し上げたいと思います。

児童・生徒の生きる力を育むために各小・中学校では確かな学力、豊かな心、たくましい体の育成に教育活動全体を通して取り組むよう指導、支援してまいりました。この施策目標と重点施策のほとんどは、ほとんどというのは全てではないんですけども、児童・生徒のこの3つの要素を育成するために設定してきたものでございまして、今後も事業内容を精選し、改善し、常に見直しを図りながら事業を展開していきたいと考えてございます。

その下、施策目標①自己啓発力の育成につきましては、Q-Uテストの満足群の割合が増加傾向にございます。先ほどご説明申し上げたとおり不満足群の割合も減少傾向にある。それから、施策目標の②学ぶ力のもととなる規則的な資質、能力の育成につきましては、独自の指標でございますが、読書量や図書館へ行く割合、中学校の実用技能英語検定合格者数あるいは状況の合格者数等において、経年変化で増加傾向にございます。それぞれ目標達成に向けて着実に効果を上げているものと考えてございます。

今後は、計画指標として設定してございます全国学力・学習状況調査の国語と算数・数学における全国平均との比較、これの特に中学校においてという目標達成値に向けまして、かなり努力が必要な部分が出ております。取り組み内容へのさらなる改善を加えながら課題対応を確実に図ってまいりたいと考えてございます。

下の段から7行目ですか、施策目標の⑤教員の資質・能力の向上、施策目標⑥安全で楽しく学ぶことができる学校環境の整備につきましては、特に反響が多くというまとめ方をさせていただきましたが、注目を集めている事業内容でございます。今後、長期的、継続的に展開される事業でもあることから、成果と課題を十分に踏まえまして計画的な取り組みを図っていききたいと考えてございます。この⑤、⑥につきましては、特に教員や保護者の皆様から極めて反響の高かった事業でございます。継続して努めてまいりたいと考えております。

教育総務課長

その下の部分でございます。

学校施設の整備につきましては、小・中学校適正規模・適正配置の取り組みと連動しながら、大規模改修計画や長寿命化計画等の策定に向けて検討を進めるとともに、時代に対応した施設、設備の充実に向けた事業を検討していく必要があるとまとめたもの

教育長
生涯学習課長

でございます。以上でございます。

じゃあ、次に進んでいいですね、説明。

それでは、88ページをお願いいたします。

重点事業に関する評価でございまして、スポーツに関する機会の拡充でございますが、この中で98ページをお願いいたします。

98ページ、事業名が指導者派遣事業でございます。これは平成29年度の実施計画では指導者とボランティアの育成確保という部分での計上となっておりましたが、事業内容はスポーツに参加できる機会の提供に類するものでございますのでこのように訂正させていただきました。したがって、施策の②の2につきましては、重点事業が今回はなしということになりますのでご了承を賜りたいと存じます。

以上、111ページまでは各事業の重点事業に関する評価でございます。

112ページをお願いいたします。

施策目標に関する評価でございます。

施策目標のスポーツに親しめる機会の拡充で、指標につきましては115ページまで、それぞれ重点事業に関する評価から転記したものでございますので説明は省略させていただきます。

また、115ページの下、教育振興基本計画の指標に関する評価につきましても記載のとおりの数値でございますので、説明は省略させていただきます。

116ページをお願いいたします。

総合評価でございます。

重点事業に関する評価の概要でございますが、施策②の1、スポーツに参加できる機会の提供でございます。ここでは各種事業の取り組み状況が書いてございますが、この段落の10行目でございます。これらの各種大会やイベントによりまして、市民のからでございます。市民の自主的なスポーツ活動への取り組みや2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への機運醸成が図られたところでございます。

全体としましては、スポーツイベントや大会への参加者数は横ばい傾向となっているため、多くの市民が生涯スポーツや協議スポーツに参加できる取り組みを通して、一層の参加者の増加を図ることが課題と認識してございます。

次に、施策の②の3でございます。団体間の連携強化でございますが、喜多方市の体育協会また各スポーツ協会や各町体育協会

を支援したことによりまして、スポーツイベントやスポーツ大会などが開催され、誰もが気軽に親しめるスポーツ機会の提供に寄与したところでございます。

なお、スポーツ少年団に対しましても、活動の支援を行って活動の充実がはかられたところでありますが、入団者の増加を図ることが課題となっているところでございます。

施策の②の4、漕艇場を活用したボートのまちづくりについてでございますが、喜多方シティレガッタは参加者が増加しております、ボートのまちづくりの推進が図られたところでございます。県営荻野漕艇場の施設環境から競技できるクルー数に限界があることが課題と認識しております。

施策の②の5、社会体育施設の整備でございます。社会体育施設設備の充実を図ったことによりまして、市民が安心、快適に利用できる環境を整えたところでございます。経年劣化に伴いまして計画的に改修を行って行くことが課題でございます。

施策の②の6、学校施設の開放でございます。利用人数がふえていることから、地域に根差した地域生涯スポーツの推進が図られているところでございます。管理指導員が各施設1名のみでございますので、その負担の解消というところが課題と認識しております。

施策目標に関する評価でございますが、スポーツに参加できる機会の提供のために年間を通して各種スポーツ大会やスポーツイベントを開催したほか、スポーツ大会への出場、屋内プール利用助成などを行ってまいりました。

次ページをお願いいたします。

「また、」から9行目までは今ほど申し上げたことの要約でございますので省略させていただきます。

10行目、平成29年度の生涯スポーツ活動者数は減少している状況にございますが、各種スポーツ施設、利用者数は目標値を上回って増加傾向にあることから、施設を利用されている市民の方が各種スポーツイベントや大会に対してより多く参加していただけるよう、各事業のあり方も含め検討を行っていくことが必要であると考えております。

全体として、スポーツに親しめる機会の拡充に貢献しておりますが、より一層、誰もが年齢や体力、技術、興味や目的に応じ、いつでもどこでもスポーツに親しめる機会を提供することが必要であるところでございます。

31年度に向けてでございます。

施策の②の1、スポーツに参加できる機会の提供でございます。陸上教室が未実施となっております小学校10校につきましては、平成31年度から3年間を目途に全ての学校で実施できるように計画してまいります。

また、各種イベントや大会でございますが、市広報、ホームページ、ポスター、チラシによる周知を行い、市民の参加を増加させながら、実行委員会において類似事業の改善などについて検討を行ってまいります。

子ども駅伝大会など記載の事業につきましては、引き続き取り組み、市民の健康の維持増進とスポーツに参加できる機会を提供してまいります。

施策の②の3、団体間の連携強化でございます。喜多方市体育協会や各町体育協会に対して継続して支援を行い、円滑な運営とイベント等の開催を支援してまいります。

スポーツ少年団の入団者の増加を図るためには、早目にスポーツ少年団の入団のご案内を配布するなどのPRに努めてまいります。

②の4、漕艇場を活用したボートのまちづくりでございますが、喜多方シティレガッタの出場申し込みが多数これからふえまして、大会運営が困難となるような場合が出るのが想定された場合には、申し込み受付クルー数に上限を設けるなどの運営できる体制について工夫してまいります。

施策の②の5、社会体育施設の整備につきましては、今後とも計画的に施設、設備の充実の改修を行ってまいります。

施策の②の6、学校施設の開放につきましては、複数の管理指導員を配置するなどの見直しを行ってまいります。

次ページをお願いいたします

平成31年度の取り組みでございますが、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン交流事業の取り組みを行ってまいります。また、市立小・中学校の教育活動との連携や支援の方法について検討してまいります。

基本目標に関する評価でございます。

生涯学習活動への主体的な実践力を育むでございますが、この表の中で上から2つ目、講師派遣事業支援実施回数でございますが、これは10月18日の資料でお示しした中で、再度、派遣回数をチェックして訂正させていただきますとご報告させていただいた

ものでございます。ここに記載の数値が正しい数字でございますのでご確認いただければと思います。ここも以下、記載のとおりでございます。

総合評価について申し上げたいと思います。

基本目標の2の①から、次ページの128ページ、基本目標2の施策の③までの記載の部分につきましては、先日の10月18日の会議、また今ほど申し上げた中身の概要のまとめでございますので、省略させていただきます。

基本目標に関する評価について申し上げます。

各指標において取り組み実績といたしましては、生涯学習講座の受講者人数、講師派遣事業実施回数及び生涯スポーツ活動者数は年度により増減が見られますが、スポーツ施設利用者数は年々増加している状況にありまして、また市立図書館の図書貸付数は減少傾向が見られる状況となっております。

学びを通じた心豊かな人材の育成につきましては、各事業の参加者数は全体的におおむね増加傾向にありまして、事業内容の一層の充実を図り、事業の効率的な執行体制を整えながら、生涯にわたり学習できる機会を提供していけるように今後も事業のあり方について検討が必要であると認識しております。

スポーツに親しめる機会の拡充は、より一層、誰もがいつでもどこでもスポーツに親しめる機会の提供ができるように各種事業のあり方も含め検討していく必要があるところでございます。

また、郷土を誇り自己啓発できる青少年の育成は、各事業において児童・生徒の健全育成が図られている状況にございますが、放課後子ども教室につきましては、放課後児童クラブと連携などについて検討を行って行く必要があると認識してございます。

全体としましては、基本目標である生涯学習活動への主体的な実践力を育むことに貢献している状況にあることから、各事業の点検評価を踏まえ、引き続き課題の解決を図りながら、より多くの市民が生涯にわたり主体的に学習活動やスポーツ活動に取り組む力を育めるよう、生涯学習、生涯スポーツの推進に努めていくものでございます。以上でございます。

文化課長

それでは、150ページをお開きいただきたいと思います。

基本目標3、歴史・文化・芸術への関心を高め豊かな感性と郷土愛を育むの基本目標全体に関する評価の部分でございます。

150ページの中ほどになります。

総合評価の部分を変えて2つご説明申し上げたいと思います。

基本目標3の施策の①市民のニーズを踏まえた文化芸術に触れる機会の拡充につきましては、2つの重点施策を通して5つの事業を実施いたしたところであります。各種さまざまなイベントの実施などを通して文化、芸術に触れる機会の拡充が図られたと考えてございます。

ただし、喜多方市美術館の入館者数が大きく減少しております。また、文化芸術創造都市推進事業におきましては、取り組むべき方向性を見出すまでに至らなかったと、あるいは喜多方市将棋普及事業におきましては、今後、さらに将棋文化を普及させる必要があるということを通して、文化、芸術の関心を高めるまでには至らなかったと評価してございます。

文化芸術団体の支援につきましては、喜多方市総合文化祭への参加団体がわずかに増加するなど、補助金による支援を通して文化、芸術に触れる機会の拡充が図られたと考えてございます。

基本目標3の施策の2、地域に残る自然や歴史、文化等の保全と活用について、これにつきましては文化財の保護、保存、活用を中心に8つの事業を展開したところでございます。補助金等による長床などの文化財管理あるいは天然記念物の周知、活用などの事業の経費の一部を支援することで、貴重な文化財の保護と活用が図られたと認識してございます。

会津の御田植祭あるいは歴史再発見事業等々におきまして、さまざまな新たな価値が明らかとなったところでございますけれども、今後、これまで以上に地域の宝として活用していくための方向性の検討が必要であると考えているところであります。

また、小田付地区の伝統的建造物群保存地区につきましては、さまざまな施策等を実施いたしましたけれども、今後、町並みの保護、保存、活用のための各種事業を検討していく必要があると考えているところであります。

これらのことから、地域に残る自然や歴史、文化等の保全と活用の推進が一定程度図られたと評価したところでございます。

基本目標3全体に関します評価につきましては、市民のニーズを踏まえた文化、芸術に触れる機会の拡充は、指標としました美術館の入館者数が大きく減少しているということもありまして、効果は限定的であったと考えてございますけれども、文化財を活用した事業及び指定文化財の指定数が昨年度の実績値を上回り増加傾向にあるということであるため、ある程度、市民の歴史、文化、芸術への関心は高まっていると考えられると評価したところ

でございます。以上であります。

教育長

ありがとうございました。それでは、ただいま事務局から説明がございましたが、意見、質問等ございましたらよろしく願います。

荒明委員

基本目標1の施策目標⑥に関する質問が幾つかあります。よろしく願います。

まず、1点目は48ページに関することなんですが、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置時間に2倍以上違いがあるんですけども、その理由。

そして、勉強不足でわからないんですが、スクールソーシャルワーカーというのは主に福祉の面からサポートするというのが書いてあるんですが、具体的にどのようなサポートをされるのか教えていただきたいなと思います。

学校教育課長

まず、1点目でございます。スクールカウンセラーは、私どもの雇用形態にもよるんですが、スクールカウンセラーにつきましては大体120時間程度、本当はもっともちろん伸ばしたいところなんですけれども、前年度の実績値等を勘案しまして策定している部分でございます。

2つ目の質問にかかわる部分でもあるんですが、スクールソーシャルワーカーにつきましては、同じくスクールカウンセラーのように子供たち、児童・生徒の相談に乗る、あるいは解決に当たるというものもありますが、これにつきましては保護者の皆さん、地域の皆様あるいは保健福祉的な団体であったり児童相談所であったり、大きくいろいろな福祉的な事業所等も含めて親御さんや地域を挙げて解決に向かうのがスクールソーシャルワーカーでございます。

ということで、時間数も、人数は一緒なんですけれども、配置人数は2名でございますが、時数につきましても、また取り扱う範囲につきましては非常に大きなものになってございます。以上でございます。

教育長

よろしいですか。では、続いて願います。

荒明委員

2点目は49ページなんですが、平成29年度の取り組み状況の中の事業の詳細の中に、3行目に書いてありますが、学校長の要請に応じて特別支援教育アドバイザー（1名配置）とか、あと思春期心身健康アドバイザー（1名配置）を派遣するとあるんですが、配置というのはどこに、これは喜多方市と捉えていいんでしょうか。派遣するとあるので、（1名配置）と書いてあるのが、ちよっ

と意味がわからなかったもので、それを1点。

それから、平成30年度の改善点の中に、特別支援教育アドバイザーの勤務時間を320時間から800時間と大幅に改善されているわけなんですけど、実際、特別支援教育アドバイザーの方は週何日とか何時間とか、どういう勤務体制になっているのか教えていただきたいなと思いました。以上です。

学校教育課長

まず、1点目でございます。特別支援教育アドバイザーの配置につきましては、教育委員会学校教育課に籍を置いてございます。元教諭の先生でございます。それから、思春期心身健康アドバイザーにつきましては、特別支援推進委員会と連携を図りまして、こちらはお医者さんということで、心のケアを専門とされる先生を1名配置といたしますか、お頼みして行っていただくような市内の病院の先生でございます。これが1点目でございます。

2点目につきましては、勤務日数につきまして、これは課題のところにも書いてございますが、まだまだ要請に応える数にはなっていないんです。それほど数が多くなってきたということで、勤務時間につきましては週3回のとき、それから週4回のときと分けてございますが、年間を総じまして800時間ということでの勤務をいただいております。ただ、これも相談に行って夜までかかる場合につきましてはそれが減ぜられますので、そのまま何日、この曜日の何時間とは決めてございません。ということでの配置でございます。以上でございます。

教育長

よろしいですか。

荒明委員

そんなにということなんですね。柔軟に勤務していただいているということなんですね。

学校教育課長

そうでございます。

荒明委員

ありがとうございました。わかりました。

最後の質問になりますが、53ページ、平成30年度の改善点のところなんですけど、貸付償還金の収入未済額を減少させるためということが書いてあるんですけど、実際にそういう未済額があるということは、何かしら卒業しても就職ができなくて返せないとか、何かいろいろ理由があると思うんですけど、どんな理由が多いんでしょうか。

そして、さらに返せない場合というか、貸し付けする場合というのは保証人とかが必要じゃないのかなと思うんですけど、そういうことに関してはどうなんでしょうか。

教育総務課長

まず、返還しない理由でございますけれども、こちらについて

はちょっとなかなか把握できない部分がございますし、やはりこちらから督促とかそういったものを送っても全く無視される場合もございますし、本当に理由というのはなかなか、就職している方でも返還されない方もいらっしゃいますし、本当無職の方もいらっしゃるんです。なかなか理由というのはちょっと把握するのは難しい状況ではあるんですけども。

あと、保証人でございますが、当然、貸し付けするときに、まず連帯保証人をお1人と保証人をお1人つけさせていただいております。この督促につきましては、一応、連帯保証人の方にもお知らせを最近はしながら返還を促しているという状況でございます。以上でございます。

荒明委員

わかりました。

去年だかおとし、大学は卒業したもののなかなか就職できなくて奨学金を返せないで、奨学金を返すためにアルバイトを続けてやっているというような、そういうちょっとショッキングなニュースもあったので、どういう理由なのかということ、できれば、返せない理由とかもそういうのを把握されるといいんじゃないかなと思いました。以上です。ありがとうございました。

教育長

じゃあ、ほかにご意見、ご質問。

高橋委員

今、施策目標⑥についての話題になっているので⑥の部分でお尋ねしたいんですけども、いろいろな支援の対策というのがたくさんあることがわかったんですが、これは学校を退学してしまった人についてはどうなんでしょうか。

教育長

どの辺だかわかりますか。

高橋委員

例えば、相談に乗る部分であるとか奨学金の部分とか、将来に向けていろいろケアがあるなと思うんですけども、今、言いたいのは、相談して支援策を取り入れることによって少し助かったという人たちはいると思うんですけども、そもそも相談ができない人、それから保護者も相談をするつもりのない人あるいは保護者がいない子供について、手を差し伸べているのかどうかというところがちょっと疑問に思ったものですから、そういった質問を、全般について。

学校教育課長

教育部関係につきまして、じゃあ私からということで、今現在のところは小・中学校の児童・生徒、その保護者、教員対象で、学校教育課としてはやっておりますが、今、社会福祉課、それからこども課の連携等がございますし、例えば、中学校を卒業した方、そういった方との連携を我々教育部との連携で、そういっ

たことで切れ目のない支援をしていきたいと思いますという会が今立ち上がりましてやっております。そういったところを含めましてということですが、ここで評価したり、我々ご紹介申し上げているのは、あくまで小・中学校の現在のところ、児童・生徒、保護者また教員ということでやらせていただいております。

教育長
高橋委員

よろしいですか。

よくわかりました。今、この場で評価ということを出ていることについては、今のご説明で十分そのとおりでと思いました。

ただ、今後の取り組みというところ、方向性を考えていく中でもし可能ならば、退学した人に対してとか、中学は何とか卒業したけれども、そういう方たちの高校卒業の認定試験がせめてとれるところぐらいまでは支援を続けるというような、そういったことがあるとありがたいなと思います。これは考えです。

教育長

なかなか卒業した後の件であれば、特に義務教育を卒業して、いわゆる中学校です、その後であるとなかなか対応的には教育委員会としては難しい部分が出てくるかなと。ただ、先ほど課長からあったように、保健とか健康の担当の方の連携で、例えば、特別な支援を必要とする子供さん等については、それぞれがいろいろな情報を持っているんです。その共有化を図って、よりよい対応をしていこうと。そういう意味で、特別な支援を必要とする子供さんに対してはアドバイザーという部分が出てきていますが、その方とか、うちの担当の指導主事1人いるんですが、その者がさっき言った健康、保健と合わさった会議の中で情報を交換しながら、これについてはどこの部署で対応したほうがいいのかというようなこととか、そういった部分はかなり去年から見ても前進しているんですが、よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

高橋委員

次は、4番の40ページ、あちこちに出てくる言葉なんですが、インクルーシブ教育について、質問と意見も含めてなんですが、インクルーシブ教育というとそもそもは障害の有無にかかわらずに誰もが望めば同じ場所で教育を受けられるといったことだと私は思っていたんですけども、ちょっと調べてみたら、文科省では特別支援教育も含めてインクルーシブ教育と言っているんだなというのがわかったんですが、喜多方市の場合も中教審など言っているインクルーシブ教育というのは、特別支援教育を含めた、ここで私が言っている特別支援教育というのは、障害というかそういうものを持つ人たちを別のくくりとしてほかの教室で学習を

進めていくということかなと思っているんですが、それが特別支援教育だとすると、例えば、40ページに出てきている特別支援教育の充実を図るとかインクルーシブ教育の充実を図るところに、特別支援教育のほうばかりやっているのだなと感じたんですが。

インクルーシブ教育の充実を図るといった場合には、例えば、完全バリアフリー化だとか視覚障害の人に対する何か学校の建物そのもののちょっと補助的なものをつけるとかといったことも含まれてくるのではないかなと思うのですが、そういうところはこの内容からは見えてこないのので、ここで言っているインクルーシブ教育、その後にも何度も出てくるし、これからも充実を図ると言っているわけなので、もう少し具体的にインクルーシブ教育というのをどうやっていくのかというのが、ちょっとわからなくなってしまったので。

学校教育課長

特別支援教育とインクルーシブ教育は、相互に関係し合っただけで同じ分野の教育だと認識してございます。ただ、インクルーシブ教育は、大きなところだと今のような高橋委員がおっしゃったような流れになりますが、我々義務系の小学校、中学校でできること、これは例えば、インクルーシブ教育の最終目標は、同じ場所で健常者と特別支援を要する子供たちが一緒に学ぶというのがインクルーシブ教育の最終的な目標です。

ただ、これは義務系の小学校、中学校では、症状にもよりますが、現段階ではなかなか大変な部分があります。なるべく特別支援学級が適である、特別支援学校に行くのが適である子供たちとも健常者、通常の子供たちが交流学习をしたりといったことで、心の交流をしたり活動の交流をしたり、これが今、小学校、中学校でできるインクルーシブ教育の代表的な例です。ということも含め、今度は通常の子供たち、普通学級という言い方をさせていただきますが、普通学級の子供たちが特別支援学校を参観に行っただけで行事を一緒にやったり、特別支援学級の子供たち、これは今どこでもやっていますが、国語や算数以外のものについては、音楽や体育は、自分もクラスの在籍をもって一緒に3年何組とともにやるといったことが、今、インクルーシブ教育の初歩的な基礎といえますか、そういった交流を含めたもの、小・中学校の義務系でできる可能なもののインクルーシブ教育とさせていただいております。

ただ、今、委員おっしゃったように、インクルーシブ教育はす

ごく広い意味ですので、今後、例えば、括弧書きであるとかといった注を入れる必要はあろうかなとは考えてございます。ありがとうございました。

高橋委員
教育長

よくわかりました。ありがとうございました。

将来的には、やっぱり同じ社会の中で障害あるなしにかかわらず、いわゆる共生していけるような形を今からつくっていく。現学校制度であれば、小学校、中学校という義務課程であれば特別支援学級というものがありますし、だから、そういうものも利用しながらも、今、課長が言ったように交流学习で、例えば、3年生で自閉情緒学級に行っている子供さんがいたとすれば、自閉情緒あたりだと特に能力的にはある子ですので、だから、技能教科とかを中心に多くの教科でいわゆる親学級の3年生の普通の健常児がいる普通学級に交じって一緒に学習すると。あと、特別な教科だけちょっととり出して、だからここが大切で、将来的にとともに学べるような子供さんになるための施しをしていく。

だから、例えば、自閉情緒だととても刺激が強くて、耳からぴんと入ってくる、私はこんな声で話しているけれども、その子にすればもうがんがんという子供さんもいる。だから、そういう子供に際してはそういう音に関する訓練をしたりもして、だから、将来に向けてのいわゆる学習を積んでいくような、そんなことを指導しているんです。

だから、非常になかなか難しいことかもしれないけれども、日本の教育の場合だと最初から一緒にがちゃんとするのではなくて、そうできないケースにおいては、ある教室で勉強して多くはともに学ぶという形をとっていくという、そんなことをやっているんですけれども。

ほかにございませんでしょうか。

武藤委員

武藤です。

ちょっと本質的な問題じゃなくて大変失礼なんですけど、127ページなんですけれども、市立図書館の図書貸出冊数の達成率なんですけど、マイナス171%となっているんですけど、何かちょっと数字が大き過ぎるような気がするんですけど、これは目標値に対する達成率なのかなとは思いますが、仮にこれマイナス100%だったら何冊になるのかなとちょっと思ったものですので教えていただきたいと思います。

文化課長

確かに数値が大きいということで、現状、平成29年度の実績値が平成27年度と比べた場合に8,084冊減っているということで、目

標値に対して達成率がマイナス171%だったということに……。目標値につきましては、平成38年度に、図書館については13万8,000冊を目標にしておりました。これに対して、平成29年度は平成27年度と比較して8,084冊減ったということで、平成38年度の目標値に対して達成率がマイナスの171%だったということになるかと思えます。

教育部参事

もう少し説明させていただきます。

目標値と現状値の関係なんですけど、この表の右側の部分になります。一番右が目標値で、今言ったように13万8,000冊。現状値というのが平成27年度、13万3,273冊となっております。これが計画をつくったときの現状値でありまして、それを38年度には13万8,000冊まで持っていくという目標となっております。これは中身をかみ砕いていきますと、括弧書きで4,727冊を増加させるというのが目標になります。この目標に対しまして、これが27年度から比べて1冊もふえていない、あり得ないことではあるんですけども、同じであれば、これは達成率はゼロ%になります。これが4,727冊ふえまして13万8,000になれば、これが100%達成されたということになりますので、今回の実績値、平成29年度については計画策定時の現状値、平成27年度の数値と比べて約8,000冊逆に少なくなっちゃっていると、4,000冊ふえなきゃいけないところ、8,000冊減っておりますので、いわゆるこれがマイナス171%という大きな数値になってしまうと。これが約4,000冊くらいの減であればマイナスの100%ということになるんですけども、ふやすための目標値よりも大きい数字が逆にマイナスになってしまったということで、ここのマイナスのパーセントが大きくなっているという状況でございます。

ほかの指標全て目標値とはなっているんですけど、その下に括弧書きの数値があるかと思えます。何人増だとか何回増、それが本当の目標の数値ということになります。増加させる数値と。それに対して、29年度はどのくらい増加したかということによって達成率を出してございますので、ちょっとわかりにくい数値にはなっているんですけど、ふやす分に対してどのくらいふえたかというようなことで計算しているということをご理解いただきたいと思えます。

教育長

よろしいですか。だから、簡単にいうと4,727冊ふえればいいんですけども、逆に8,084冊減ってしまったと。（「逆に2倍減っている」の声あり）そうです。極端にいうと、9,454冊減っていれば200%

マイナスとなるわけなんですけれども。よろしいですか。（「わかりました」の声あり）

ほかにございませんでしょいか

遠藤委員

49ページあたりの31年度に向けた方向性ということで拡充を探してみると、この辺1件なのかなと。今、話があったインクルーシブ教育とかその辺なんかも方向性としては拡充ということで私はいんじゃないかなと思っています。ほかにも見ていくと、充実させていくような取り組みというのはいっぱいあるので、もう少し拡充の丸をふやしていてもいいんじゃないかなと思っています。

教育長

ここについてはどうでしょうか。特にインクルーシブ教育あたりは拡充でもいいんじゃないかというご意見。

学校教育課長

それぞれの事業につきましては、例えば、私どももちょっと書かせていただきました。今後、継続してこういう指導とか支援が必要であるという場合には継続というような形をとらせていただきました。インクルーシブ教育ももちろん考えとしては大きくどんどんどんどん深化して考えていただいて継続しなければならないのではあるんですけども、事業自体は継続してこのまま指導、支援に力を入れていきたいと思います。

なお、49ページの拡充につきましては、実は今必死にアドバイザーが回って歩いています。それにお応えできない、それぐらい多いんです。なので、もう1名増であるとか、例えば、実働をもうちょっとふやさせていただくとか、そういったような拡充、もう喫緊の課題なものですから、そうさせていただきます。ただ、今、委員おっしゃっていただいた意見、我々、十分に検討させていただきたいと思います。

ただ、継続というのは、そういう意味でこれから活動的に、あるいは内容的にはどんどん広げていきたいところではありますが、継続して推進していく場合には継続とさせていただいたところではあります。貴重なご意見ありがとうございました。

教育長

よろしいですか。ほかにご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。時間もあれなので協議事項についてはこの程度といたしますが、今、ご質問あった内容等はよろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

では、協議事項はこれまでといたします。

続いて、その他に移ります。

委員の皆さんから何かありましたらお願いいたします。

教育長

<なしの声あり>

よろしいですか。

事務局からは何かございませんか。よろしいですか。

それでは、きょうの臨時会ですが、これをもって閉じさせていただきます。本当にありがとうございました。

終了の時刻は午後2時14分ということでお願いいたします。お疲れさまでした。

閉会（午後2時14分）

以上 記録の正確なることを認め、ここに署名する。

教 育 長

教育長職務代理者

二 番 委 員

三 番 委 員

四 番 委 員

教育総務課長補佐